

大和村住宅改修助成金

大和村では、村民の居住環境の改善を促進することで、人口減少に歯止めを掛け、定住人口の増加を図るため、村内の空き家及び住宅の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

助成金の額 上限 50万円

助成金の額は、助成対象工事に要する経費が10万円以上である工事を対象とし、経費の1/2の額を助成します。上限は50万円です。一度助成を受けたら10年間は申請できません。



助成の対象○となる工事例

- ①屋根の葺き替え、外壁の張替・塗装
 - ②壁紙、床の張り替え等の内装工事
 - ③風呂、台所の改修
 - ④部屋の新設・間仕切りの変更
 - ⑤住宅の増改築工事
- などが**対象**です。

※上記工事は一例です。
詳しくは企画観光課へお問い合わせください。

助成の対象外×となる工事例

- ①門・塀その他の外構工事
 - ※バリアフリー化に伴う外構工事は○
 - ②未水洗トイレ及び既水洗トイレの
集落排水設備設置に係る助成対象となる工事
 - ③家庭用電化製品等の購入・設置
 - ④太陽光発電システムの設置工事
 - ⑤故障修理等の維持管理工事
- などが**対象外**です。

助成の対象は3パターンあります

- ①村民が自宅を改修する場合
- ②村民が自宅以外の村内にある住宅を改修する場合
- ③村外に住む人が村内にある住宅を改修する場合

交付条件があります。
詳しくは裏面へ。

申請手続きの基本の流れ



※上記②、③の場合は段階的に交付します。

裏面もご覧ください。

助成対象と交付条件

①村民が自宅を改修する場合

- ・申請者が当該住宅・土地の所有者でない場合は、所有者から改修等に係る同意が必要です。
- ・申請者本人及び当該住宅に居住する世帯員全員に村税、村への納付金等の滞納が無いことが条件です。
- ・交付確定ののち、助成金の全額を交付します。

②村民が自宅以外の村内にある住宅を改修する場合

③村外に住む人が村内にある住宅を改修する場合

- ・申請者が当該住宅・土地の所有者でない場合は、所有者から改修等に係る同意が必要です。
- ・申請者本人に大和村及び住所地の市町村税及び納付金等の滞納が無いことが条件です。

◆交付確定日から起算して1年以内に、改修した住宅に申請者又は第3者が転入し、継続的に居住しなくてはなりません。賃貸住宅として利用することもできます。

◆助成金は3回に分けて段階的に助成します。

②、③の場合の段階的な交付の方法

第1段階 2割交付

交付確定ののち、助成金の2割を交付します。

第2段階 3割交付

交付確定の日から起算して1年以内に転入し、継続して3か月以上の居住実績が認められた場合に、助成金確定額の3割を交付します。✖

第3段階 5割交付

交付確定の日から起算して3年以内に通算1年以上の居住実績が認められた場合に、助成金確定額の5割を交付します。✖✖

✖1年以内に転入がない場合、または3か月以上の居住実績が認められない場合は、第1段階で交付された助成金は返還しなくてはなりません。

✖✖3年以内に通算1年以上の居住実績が認められない場合は、第3段階の交付はありませんが、それまでに交付された助成金の返還は不要です。

お問い合わせ先

〒894-3212 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地 大和村役場 企画観光課

TEL：0997-57-2117（直通） FAX：0997-57-2161

Eメール：kikaku@vill.yamato.lg.jp